

基幹統計調査の承認の状況

(令和3年8月1日～令和3年8月31日分)

令和3年9月29日
政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
民間給与実態統計調査	国税庁長官	<p>① 調査事項の変更 令和元年分調査における統計委員会答申の指摘を踏まえ、令和3年分調査から、給与所得者用調査票における労働者区分の定義を変更 (注)「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ)を踏まえた変更</p> <p>② 集計事項の変更 ア 令和2年分調査の結果公表(令和3年11月公表予定)から、給与所得者数や給与総額等について、働き方の多様化を反映するため、「乙欄適用者」(いわゆる副業として事業所に勤務する者)を除いた統計表を追加 イ 令和3年分調査から、上記①の変更に伴い、新たな労働者区分を用いた表章に変更</p>	R3.8.4

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
<p>経済産業省 生産動態統計調査</p>	<p>経済産業大臣</p>	<p>令和4年1月分以降の調査について、以下のとおり、調査計画を変更</p> <p>① 調査対象品目の変更 「経済産業省生産動態統計調査における統一基準」に基づく調査対象品目の削除・統合</p> <p>② 調査計画の記載の明確化 報告者の選定に使用する母集団情報の整備方法や報告者数の選定時点について、調査計画に追記</p> <p>(注)「諮問第128号の答申 経済産業省生産動態統計調査の変更について」(令和元年5月24日)において課題とされている事項の一つに対応したものである。</p>	<p>R3.8.25</p>

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。